

1 保育料の改定について

国が進めている幼児教育の無償化に向けた取組みの段階的推進として、平成 29 年 4 月から市町村民税非課税世帯について、第 2 子の保育料が無償化されるとともに、市町村民税所得割合算額 77, 100 円以下の世帯については、ひとり親世帯を中心に保護者負担が軽減されることとなりました。

このため、保育料の改定にあたっては、国の見直しに加え、低所得階層への配慮として年収約 360 万円未満相当世帯の第 2 子の保育料を無償化することとし、次のとおり、平成 29 年 4 月から適用する保育料の改定（案）を作成しました。

(1) 教育標準時間の場合の保育料

幼児教育の段階的無償化により、B 階層（A 階層を除き、市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む。））について、第 2 子の保育料を無償化するとともに、C 1 階層（市町村民税所得割合算額 77, 100 円以下）については、第 1 子の保育料を 2, 000 円軽減した額とします。

また、C 1 階層のひとり親世帯については、第 1 子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減した額とします。

さらに、市独自の軽減により、C 1 階層については、第 2 子の保育料を無償化します。

●表 1 教育標準時間の場合の保育料（案）（月額）
（A 階層及び C 2 階層～C 3 階層 略）

（単位：円）

階層区分	定義	区分	教育標準時間	
			改定前	改定後
B	A 階層を除き、市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	第 2 子	1, 000 (0)	0 (0)
C 1	市町村民税所得割合算額 77, 100 円以下	第 1 子	10, 300 (4, 600)	8, 300 (2, 000)
		第 2 子	5, 150 (0)	0 (0)

注：下段のかっこ書きの金額は、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他市長が認めた世帯）で、B 階層及び C 1 階層に認定された場合の保育料です。

(2) 保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料

幼児教育の段階的無償化により、B 階層（A 階層を除き、市町村民税非課税世帯）について、第 2 子の保育料を無償化するとともに、C 1 階層（市町村民税均等割の額のみ世帯）から C 7 階層の一部（市町村民税所得割合算額 77, 101 円未満）のひとり親世帯については、第 1 子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減した額とします。

さらに、市独自の軽減により、C 1 階層から C 5 階層の一部（市町村民税所得割合算額 57, 700 円未満）の世帯については、第 2 子の保育料を無償化します。

●表 2 保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料（案）（月額）
（A階層、C7階層のうち一部及びC8階層～C18階層 略）

（単位：円）

階層区分	支給認定保護者の区分 定義	区分	保育標準時間				保育短時間			
			3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児	
			改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	第2子	1,500 (0)	0 (0)	1,000 (0)	0 (0)	1,500 (0)	0 (0)	1,000 (0)	0 (0)
C1	市町村民税均等割の額のみ の世帯	第1子	6,500 (2,700)	6,500 (2,700)	5,500 (2,200)	5,500 (2,000)	6,300 (2,600)	6,300 (2,600)	5,400 (2,200)	5,400 (2,000)
		第2子	3,250 (0)	0 (0)	2,750 (0)	0 (0)	3,150 (0)	0 (0)	2,700 (0)	0 (0)
C2	市町村民税所得割合算額 7,800円未満	第1子	10,000 (4,500)	10,000 (3,000)	9,000 (4,000)	9,000 (2,000)	9,800 (4,400)	9,800 (3,000)	8,800 (3,900)	8,800 (2,000)
		第2子	5,000 (0)	0 (0)	4,500 (0)	0 (0)	4,900 (0)	0 (0)	4,400 (0)	0 (0)
C3	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	第1子	17,600 (8,300)	17,600 (3,000)	14,900 (6,900)	14,900 (2,000)	17,300 (8,100)	17,300 (3,000)	14,600 (6,800)	14,600 (2,000)
		第2子	8,800 (0)	0 (0)	7,450 (0)	0 (0)	8,650 (0)	0 (0)	7,300 (0)	0 (0)
C4	市町村民税所得割合算額 54,600円未満	第1子	21,000 (10,500)	21,000 (3,000)	18,900 (9,400)	18,900 (2,000)	20,600 (10,300)	20,600 (3,000)	18,500 (9,200)	18,500 (2,000)
		第2子	10,500 (0)	0 (0)	9,450 (0)	0 (0)	10,300 (0)	0 (0)	9,250 (0)	0 (0)
C5	市町村民税所得割合算額のうち 57,700円未満	第1子	22,500 (11,200)	22,500 (3,000)	20,300 (10,100)	20,300 (2,000)	22,100 (11,000)	22,100 (3,000)	19,900 (9,900)	19,900 (2,000)
		第2子	11,250 (0)	0 (0)	10,150 (0)	0 (0)	11,050 (0)	0 (0)	9,950 (0)	0 (0)
C6	市町村民税所得割合算額 61,000円未満	第1子	22,500 (11,200)	22,500 (3,000)	20,300 (10,100)	20,300 (2,000)	22,100 (11,000)	22,100 (3,000)	19,900 (9,900)	19,900 (2,000)
		第1子	24,000 (12,000)	24,000 (3,000)	21,600 (10,800)	21,600 (2,000)	23,500 (11,700)	23,500 (3,000)	21,200 (10,600)	21,200 (2,000)
C7	市町村民税所得割合算額 79,000円未満のうち 77,101円未満	第1子	27,000 (13,500)	27,000 (3,000)	24,300 (12,100)	24,300 (2,000)	26,500 (13,200)	26,500 (3,000)	23,800 (11,900)	23,800 (2,000)

注：下段のカッコ書きの金額は、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他市長が認めた世帯）で、B階層からC7階層（C7階層は市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合に限ります。）までに認定された場合の保育料です。

2 聚富保育園の募集終了について

聚富保育園は、昭和48年4月に開園し、建築後約44年が経過しているため老朽化が進んでいます。

また、へき地保育所であり、乳児用施設がなく、近隣に民間のくるみ保育園があることもあり、満3歳以上の児童しか受け入れていません。

現在は、家庭的雰囲気の中できめ細かな保育を実施していますが、本年3月に5歳児8人が卒園すると園児数が著しく減る見込みであり、保育園としての運営が難しくなることから、新規入所の募集は平成31年3月31日を以って終了したいと考えております。

なお、近隣のくるみ保育園は、平成29年4月に幼保連携型認定こども園として開園する予定です。